別表（第５条関係）

区分	対象事業所等（※1）	支援項目	基準単価	積算方法（※2）	交付金額
1 入所系 事業所等	介護老人福祉施設 地域密着型介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護医療院 認知症対応型共同生活介護事業所 養護老人ホーム 軽費老人ホーム 有料老人ホーム サービス付き高齢者向け住宅 短期入所生活介護事業所 短期入所療養介護事業所	光熱費	2,100円／人	基準単価×定員数×該当月数	左記の積算方法で求めた額の1/2
		食材費 （※3）	1,400円／人	基準単価×定員数×該当月数	左記の積算方法で求めた額の1/2
2 通所系 事業所等	通所介護事業所 地域密着型通所介護事業所 認知症対応型通所介護事業所 通所リハビリテーション事業所 小規模多機能型居宅介護事業所 看護小規模多機能型居宅介護事業所 通所型サービス（従前相当）事業所 通所型サービスA事業所 通所型サービスB実施団体 通所型サービスC事業所	光熱費	1,000円／人	基準単価×定員数×該当月数	左記の積算方法で求めた額の1/2
		食材費 （※3）	400円／人	基準単価×定員数×該当月数	左記の積算方法で求めた額の1/2
3 訪問系 事業所等	訪問介護事業所 訪問入浴介護事業所 訪問看護事業所 訪問リハビリテーション事業所 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 居宅介護支援事業所 福祉用具貸与事業所・特定福祉用具販売事業所 居宅療養管理指導事業所 介護予防支援事業所 訪問型サービス（従前相当）事業所 訪問型サービスA事業所 訪問型サービスB実施団体 訪問型サービスC事業所 訪問型サービスD実施団体 認知症初期集中支援事業等実施団体	光熱費	2,600円／事業所	基準単価に該当月数を乗じた額	左記の積算方法で求めた額の1/2

※1　対象事業所等について

次の場合は、1つの事業所等として取り扱うものとする。

・介護サービスと介護予防サービスの両方の指定を受けている場合

・介護サービスと総合事業の両方の指定を受けており、一体的に事業を行っている場合

・空床利用型の短期入所者生活介護及び短期入所療養介護

・福祉用具貸与と特定福祉用具販売の両方の指定を受けている場合

※2　積算方法について

・該当月数は、令和5年4月から令和6年3月までの間で介護保険サービス等を提供する月数とする。ただし、光熱費の該当月数は、令和5年6月から令和6年3月までの間で介護保険サービス等を提供する月数とする。

・定員数（通所型サービスB実施団体を除く。）は、本市に提出している事業所等の運営規程等に記載されている定員数とする。

・通所型サービスB実施団体の定員数は、令和5年4月から同年6月までの間で1日の利用者数が最大の日の数とする。

※3　食材費について

・利用者に食事の提供を行っている入所系事業所等及び通所系事業所等に適用する。